

ネツレングループ人権方針

1. 基本的な考え方

ネツレングループは、IH 熱処理技術を通じて多くの産業に変革をもたらし、人々の生活や安全に貢献することを目指しています。このような役割を社会で果たしていくにあたり人々の人権を尊重することが重要であることを強く自覚し、国際連合の「ビジネスと人権に関する指導原則」に準拠して、すべての事業活動を通じて人権の尊重に取り組んでまいります。

また、ネツレングループ企業行動倫理基準の考え方に基づき、企業活動すべてにおいて法令および社内規程を遵守し、社会倫理を尊重します。安全および健康を基本としつつ、人を育て、活力ある企業グループを目指し、企業の社会的責任を果たしてまいります。

2. 適用範囲

本方針は、ネツレングループのすべての役員および従業員に適用します。また、ネツレングループすべての取引先関係者に対しても、対話を通じて、本方針への理解と遵守を求めます。

3. 人権尊重への取り組み

ネツレングループは、ネツレングループの事業活動に関わるすべての人の人権を尊重することに努めます。

職場の内外を問わず、人種、年齢、身体的特徴、性別、性自認、国籍、民族、信条、社会的身分、宗教、財産等の理由で差別されることのない環境づくりに努めます。

また、児童労働や強制労働などの不当な労働慣行を認めず、ハラスメント等についても容認しません。

さらに誰もが快適に働くことができる自由闊達で風通しの良い職場環境を確保するとともに、多様な個性や考え方を尊重し、結社の自由と団体交渉権を尊重します。

加えて、人々が安全、良好で健康的な環境を享受する権利にも配慮し、環境への配慮にも取り組んでまいります。

4. 人権デュー・ディリジェンス

ネツレングループは、人権デュー・ディリジェンスの仕組みを構築し、自社の事業活動に関連する人権に対する負の影響評価を行い、その防止や軽減を図り、モニタリングを行なうよう努めます。

なお、その結果を受けて自社の事業活動が人権に対する負の影響を実際に与えていることが明らかになった場合は、適切な手段により、是正に取り組んでまいります。また、間接的な人権侵害の助長の場合は、是正に協力してまいります。

5. 関係法令の遵守

ネツレングループは、一人一人が常に人権の尊重を含む企業倫理を意識し、関係法令を遵守することはもとより、ネツレングループ企業行動倫理基準を尊重してまいります。

6. 救済システムの構築

ネツレングループは、社内と社外に報復の恐れや人権に関する懸念を通報できる通報窓口を設け、通報内容を迅速に調査して人権侵害を早期に発見し、救済・是正策を講じます。

7. 教育・研修の実施

ネツレングループは、本方針に基づきすべての役員および従業員に対して適切な教育を行い、理解・浸透・定着するように努めます。

8. 情報開示

ネツレングループは、個人情報や機密情報の保護に配慮しつつ、人権尊重に関する取組状況について適切な情報開示に努めます。

9. ステークホルダーとの対話

ネツレングループは、独立した外部の専門家の助言を受け、ステークホルダーとの対話を通じ、人権尊重の取り組みを強化します。

10. 人権尊重に向けての推進体制

ネツレングループは、担当役員を責任者として、人権尊重の推進活動を実施し、その実施状況を必要に応じて取締役会に報告する仕組みを構築し、推進します。

制定日 2022年4月8日

高周波熱錬株式会社

代表取締役社長執行役員

大宮 克己

本方針は、当社の取締役会の承認を得ています。